

# コロナ版ローン減免制度 利用の流れ

(「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則)

コロナの影響で勤務先が倒産してしまっ  
た。住宅ローンが払えんばい…



## ①着手同意の申出

- 借りている金額(残高)が一番大きい金融機関等(メインバンク)へ申し出ます。
- 金融機関等の窓口で「『**コロナのガイドライン**』を**利用したいです!**」と伝えてください。

金融機関等

外出自粛、時短営業で売上げは前年比70%減…借金の返済ができんばい…

## ②同意書の発行

金融機関等は、利用要件を満たさないことが明らかな場合を除いて、10営業日以内に、同意書を発行することになっています。

- 同意書が発行されない場合は弁護士へご相談ください(下記の弁護士相談へ)。

同意書もらったばって  
ん、次どぎゃんすつと?

## ③委嘱依頼の申出(同意書も添付)



- 「委嘱依頼書」の書式は、熊本県弁護士会のHPに掲載されています。
- 提出方法は、①ご持参、②ご郵送、③FAX(後日郵送も必要です)のいずれでも結構です。①の受付時間は平日9時~17時00分です。

熊本県  
弁護士会

自分で銀行と交渉す  
つとは難しかな…

## ④委嘱通知(ご連絡)

- お申し出頂いてから2~3週間後に、ご担当する弁護士(登録支援専門家)からご連絡致します。
- その後の具体的な手続は、弁護士(登録支援専門家)が**支援します(無料)**です。



登録支援専門家

### ● 弁護士へのご相談(無料)

面談相談: 096-325-0009 (要予約)

※同意書が発行されないなどの着手申出に関する苦情・相談については各団体の窓口においても受け付けています  
([http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline\\_qa.pdf](http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf) 末尾の苦情・相談受付窓口)。

### ● 委嘱依頼の申出、問合先

熊本県弁護士会 〒860-0844 熊本市中央区水道町9-8

TEL: 096-325-0913 FAX: 096-325-0914



登録支援  
専門家

### ⑤債務整理申出

- 弁護士（登録支援専門家）と打合せをしながら、全ての金融機関等に対して、債務整理の申出をします。
- 弁護士が書類の作成支援等をしますので、被災者の方のご負担は大きくありません。
- 債務整理の申出をした後は、金融機関等への返済をストップ（停止）することになります。
- 金融機関等との協議は、直接には、登録支援専門家が行いますので、ご安心ください。

### ⑥調停条項案の提出

- ①財産の処分方針、②金融機関等への弁済内容等を協議して、「調停条項案」という形で提出します。
- 弁護士（登録支援専門家）が、「調停条項案」の作成支援、金融機関等との協議を行いますので、ご安心ください。

### ⑦調停条項案同意書の発行（⑥から1か月以内）

- 「調停条項案」に同意する場合は、金融機関等は、同意書を発行します。

金融機関等



登録支援  
専門家

### ⑧特定調停の申立て

- 簡易裁判所に特定調停の申立てをして、金融機関等が同意した「調停条項案」の内容を確認して、金融機関等・被災者の全員の同意があれば、調停成立です。
- 弁護士（登録支援専門家）が、簡易裁判所への申立書類の作成支援等を行います。
- 申立手数料、郵便切手代は債務者の方にご負担頂くこととなります。

簡易裁判所

成立